「わかやまおもてなし宣言」募集要領

1 目的

平成26年は「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録10周年を契機に実施する和歌山デスティネーションキャンペーン、平成27年は紀の国わかやま国体・わかやま大会、高野山開創1200年と、和歌山県(以下「県」という)が全国から注目される催事が続き、多くの方々の来県が見込まれる。

そのような中、観光産業や国体関係の業務に携わる方のみではなく、県民総参加で「おもてなし宣言」を行い、その宣言内容を各自が実践することで、来県される方々を暖かくお迎えし、ホスピタリティあふれる和歌山の魅力を広く発信していくことを目的とする。

2 わかやまおもてなし宣言の申込

わかやまおもてなし宣言の申込については、次のとおりとする。

(1) 申込者

わかやまおもてなし宣言を申し込みすることのできる者は、原則として県内在住もしくは県内に通勤通学している個人又は和歌山を拠点に活動している民間企業、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)、その他の法人又は法人以外の団体等とする。

ただし、和歌山にゆかりのある者についても申請ができるものとする。

なお、申込者の登録部門が次項に掲げる観光部門(宿泊関係)及び観光部門(交通関係)に該当する場合は、当該申込者が接遇等の研修を実施もしくは受講していることとする。

(2) 申込方法

申込者は、次項の内容及びその他の必要事項を記載・入力した「わかやまおもてなし 宣言登録申込書」又は電子申請により県観光振興課に対し、申込を行うものとする。

(3) 申込内容

ア 宣言内容

あらかじめ県が設定している「笑顔であいさつします」、「積極的に声をかけて旅のお手伝いをします」の2項目に加え、新たに1以上の項目を宣言するものとする。

イ 登録部門(下記11部門)

- ① 一般部門
- ② 地域活動部門
- ③ 企業・団体部門
- ④ 学校部門
- ⑤ 観光部門(宿泊施設)
- ⑥ 観光部門(交通関係)
- ⑦ 観光部門(おみやげ)
- ⑧ 観光部門(観光施設)
- ⑨ 観光部門 (観光事業者)
- ⑩ 飲食部門
- ① その他

ウ 参加人数

宣言するおもてなしを実践する者の人数とする。

3 わかやまおもてなし宣言の登録

わかやまおもてなし宣言の登録については、次のとおりとする。

(1) 登録の決定

県は、申込者から申込書を受領したときは、次のアからウの基準に照らし、宣言項目 の全て又は一部の登録を行うか否かを決定する。

なお、申込内容が不明瞭なときは、申込者に確認のうえ、削除又は修正を求めることができるものとする。

ア 公序良俗に反する又は反する恐れがないこと

イ 申込者の単なる宣伝活動となるような内容でないこと

ウ おもてなし運動の趣旨に合わない内容でないこと

(2) 登録証等の交付

ア 県は、前項により登録を決定した場合は、「わかやまおもてなし宣言登録証」を作成し、登録ステッカー等のグッズ(以下、「グッズ」という。)を添え、登録者に交付する。

イ 登録者は、県から交付のあったグッズを参加者に配布するものとする。

(3)登録期間

登録期間は、原則として平成28年3月31日までとする。

(4)登録の追加又は変更

ア 登録者は、登録内容に追加又は変更があった場合は、速やかに県へ報告するものと する。

イ 県は、登録者から前号の報告があった場合は、必要に応じ、「わかやまおもてなし 宣言登録証」を再交付するなどの手続を行うものとする。

(5)登録の取り消し

登録者が虚偽の申し込みを行ったことが判明したとき、又は、第1項アからウのいずれかに該当することが判明したときは、県は、登録を取り消すことができる。

4 わかやまおもてなし宣言の公表

県は、「わかやまおもてなし宣言登録証」を交付したときは、ホームページに掲載するものとする。

5 わかやまおもてなし宣言のデザインの適正管理

(1) 使用の申請

わかやまおもてなし宣言の普及啓発のため、わかやまおもてなし宣言のデザインを使用しようとする者(以下「デザイン使用者」という。)は、あらかじめ県に「わかやまおもてなし宣言に係るデザイン使用申請書」を提出しなければならない。

(2) 使用の承諾

県は、前項に基づき申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾 し、デザインの使用承諾の通知をするものとする。

(3) 使用料

デザインの使用料については無償とする。

(4) 経費負担

デザインの使用に要する経費については、デザイン使用者が負担するものとする。

(5) 使用の中止

県は、デザイン使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれがある場合は、デザインの使用を中止させるものとする。

ア 3の(5)により登録が取り消されたとき。

- イ 商品、景品、広告宣伝等商業目的に使用すると認められたとき。
- ウ その他、県が不適当と認めたとき。

6 その他

県は、登録者の協力のもと、当該登録者の実践内容等を取材し広報を行うなど、わかやま おもてなし宣言の取り組みを広めるよう努めなければならない。